

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字黒石2821	4057-7-23-0	山林	3.19	スギ・ ヒノキ	72				
	以下余白									

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)	住 所 氏 名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住 所 氏 名	

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃2-4	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 津市長 前 葉 泰 幸			(所在地) 津市西丸之内23番1号	
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林							
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	備考
1	津市芸濃町河内字笹古谷3642-33	4041-ア-2-0	山林	0.55	スギ・ ヒノキ	60	経営管理権の初期 令和4年 3月18日 (公告月日) 経営管理権 の存続期間 (終期) 15年 (令和19年 3月17日) 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1 回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は 、経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で山 腹崩壊等の災害リスクや 生物多様性に配慮し実施 するものとする。 木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法 乙が甲に金銭を支払うべき 時期、相手方及び方法
以下余白							乙から甲に対して、金銭 の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合は、木 材の販売収入額が確定後 、経営管理実施権者から 甲に対して速やかに支払 いを行うものとする。 経営管理権に基づき乙が 経営管理を行うために要 した経費は乙が負担し、 乙が実施する間伐の結果 生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は 間伐材の搬出、販売は行 わない。 ただし、経営管理実施権 が設定された場合、経営 管理実施権者が経営管理 実施権配分計画に添付さ れた利益の見積額を甲に 支払うものとする。なお 、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費 (経費の見積額)を控除 した額が経営管理実施権 配分計画に添付された甲 に支払う見積額を上回る 場合は、その額とする。

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

住 氏	所 名
--------	--------

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 氏	所 名
--------	--------

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃2-11	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸			(所在地) 津市西丸之内23番1号						
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		(氏名又は名称) [redacted]			(住所又は所在地) [redacted]						
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在		林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種							現況 林齢
1	津市芸濃町河内字花之尾2665-1		4056-4-9-0	山林	1.36	スギ・ ヒノキ	57	令和4年 3月18日 (公告月日)	15年 (令和19年 3月17日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市 森林整備計画に基づ き、存続期間中に、間伐 を1回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は、 経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林 地の状態を把握した上 で山腹崩壊等の災害リ スクや生物多様性に配 慮し実施するものとし る。	経営管理権に基づき乙が 経営管理を行うために 要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐 の結果生じた木材の販 売による収益は乙のも のとする。なお、原則 として乙は間伐材の搬 出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、 経営管理実施権者が 経営管理実施権配分計 画に添付された利益の 見積額を甲に支払うも のとする。なお、木材 の販売収益から利用間 伐及び販売の経費(経 費の見積額)を控除し た額が経営管理実施権 配分計画に添付された 甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額と する。	乙から甲に対して、金 銭の支払いは行わな い。ただし、経営管理 実施権が設定された 場合は、木材の販売収 入額が確定後、経営 管理実施権者から甲 に対して速やかに支 払いを行うものとし る。	経営管理権の設定 区域は別添図面の とおり。
2	津市芸濃町河内字向谷3718		4042-4-10-0	山林	0.08	スギ・ ヒノキ	60						
3	津市芸濃町河内字向谷3722		4042-4-16-0	山林	0.23	スギ・ ヒノキ	52						
4	津市芸濃町河内字向谷3726-1		4042-4-16-0	山林									
5	津市芸濃町河内字向谷3727		4042-4-16-0	山林	0.49	スギ	56						
6	津市芸濃町河内字向谷762		4042-4-17-0	山林									
7	津市芸濃町河内字向谷3729		4042-4-2-0	山林									
8	津市芸濃町河内字向谷3730-1		4042-4-1-0	山林	0.10	スギ	62						
9	津市芸濃町河内字向谷740		4042-4-9-4	畑									
10	津市芸濃町河内字向谷742		4042-4-20-1	畑									
11	津市芸濃町河内字向谷742-1		4042-4-20-1	山林									
12	津市芸濃町河内字向谷746-1		4042-4-20-1	畑	0.03	スギ・ ヒノキ	48						
13	津市芸濃町河内字向谷748-1		4042-4-20-1	畑									
14	津市芸濃町河内字黒石968		4042-4-9-0	田									
以下余白													

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字花之尾2665-1	4056-イ-9-0	山林	1.36	スギ・ ヒノキ	57				
2	津市芸濃町河内字向谷3718	4042-イ-10-0	山林	0.08	スギ・ ヒノキ	60				
3	津市芸濃町河内字向谷3722	4042-イ-16-0	山林							
4	津市芸濃町河内字向谷3726-1	4042-イ-16-0	山林	0.23	スギ・ ヒノキ	52				
5	津市芸濃町河内字向谷3727	4042-イ-16-0	山林							
6	津市芸濃町河内字向谷762	4042-イ-17-0	山林							
7	津市芸濃町河内字向谷3729	4042-イ-2-0	山林	0.49	スギ	56				
8	津市芸濃町河内字向谷3730-1	4042-イ-1-0	山林							
9	津市芸濃町河内字向谷740	4042-イ-9-4	畑	0.10	スギ	62				
10	津市芸濃町河内字向谷742	4042-イ-20-1	畑							
11	津市芸濃町河内字向谷742-1	4042-イ-20-1	山林	0.03	スギ・ ヒノキ	48				
12	津市芸濃町河内字向谷746-1	4042-イ-20-1	畑							
13	津市芸濃町河内字向谷748-1	4042-イ-20-1	畑							
14	津市芸濃町河内字黒石968	4042-イ-9-0	田	0.07	ヒノキ	53				
以下余白										

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

津市芸濃町河内字向谷3722

住 所
氏 名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

津市芸濃町河内字向谷3722

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

津市芸濃町河内字向谷3722

住 所
氏 名

津市芸濃町河内字向谷3722

津市芸濃町河内字向谷3722

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

住 氏	所 名
--------	--------

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住	所
氏	名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	芸濃2-13	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称) 津市長 前 葉 泰 幸			(所在地) 津市西丸之内23番1号		
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	津市芸濃町河内字北畑1019	4065-I-14-0	畑	0.81	スギ・ ヒノキ	26						
2	津市芸濃町河内字北畑1020	4065-I-14-0	畑									
3	津市芸濃町河内字北畑1021	4065-I-14-0	畑									
4	津市芸濃町河内字北畑1022	4065-I-14-0	畑									
5	津市芸濃町河内字北畑1028	4065-I-14-0	保安林									
6	津市芸濃町河内字北畑1030	4065-I-14-0	畑									
7	津市芸濃町河内字北畑2629	4085-I-14-0	山林									
8	津市芸濃町河内字北畑2633	4085-I-15-0	山林			98						
9	津市芸濃町河内字北畑2634	4065-I-11-0	山林			57						
10	津市芸濃町河内字北畑2624	4065-オ-5-0	山林	0.65	スギ・ ヒノキ	65						
11	津市芸濃町河内字北畑985	4065-I-8-0	畑	0.04	スギ・ ヒノキ	59						
12	津市芸濃町河内字北畑986-2	4065-I-8-0	畑									
13	津市芸濃町河内字北畑2640	4065-I-4-0	山林									
	以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字北畑1019	4065-I-14-0	畑	0.81	スギ・ ヒノキ	26				
2	津市芸濃町河内字北畑1020	4065-I-14-0	畑							
3	津市芸濃町河内字北畑1021	4065-I-14-0	畑							
4	津市芸濃町河内字北畑1022	4065-I-14-0	畑							
5	津市芸濃町河内字北畑1028	4065-I-14-0	保安林							
6	津市芸濃町河内字北畑1030	4065-I-14-0	畑							
7	津市芸濃町河内字北畑2629	4065-I-14-0	山林							
8	津市芸濃町河内字北畑2633	4065-I-15-0	山林	0.65	スギ・ ヒノキ	98				
9	津市芸濃町河内字北畑2634	4065-I-11-0	山林			57				
10	津市芸濃町河内字北畑2624	4065-オ-5-0	山林			65				
11	津市芸濃町河内字北畑985	4065-I-8-0	畑	0.04	スギ・ ヒノキ	59				
12	津市芸濃町河内字北畑986-2	4065-I-8-0	畑							
13	津市芸濃町河内字北畑2640	4065-I-4-0	山林							
	以下余白									
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 津市芸濃町河内字北畑1019 津市芸濃町河内字北畑1020 津市芸濃町河内字北畑1021 津市芸濃町河内字北畑1022 津市芸濃町河内字北畑1028 津市芸濃町河内字北畑1030 津市芸濃町河内字北畑2629 津市芸濃町河内字北畑2633 津市芸濃町河内字北畑2634 津市芸濃町河内字北畑2624 津市芸濃町河内字北畑985 津市芸濃町河内字北畑986-2 津市芸濃町河内字北畑2640 住 所 氏 名 津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸 住 所 氏 名 [REDACTED]										

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	芸濃2-14	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林							
番号	所 在	林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	備考
1	津市芸濃町河内字南之垣内1193	4042-ウ-35-0	田	0.52	スギ	49	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。
2	津市芸濃町河内字南之垣内1194	4042-ウ-35-0	田				
3	津市芸濃町河内字南之垣内1195	4042-ウ-35-0	田				
4	津市芸濃町河内字南之垣内1196	4042-ウ-35-0	田				
5	津市芸濃町河内字南之垣内1196-1	4042-ウ-35-0	山林				
6	津市芸濃町河内字南之垣内1197	4042-ウ-35-0	田				
7	津市芸濃町河内字南之垣内1198	4042-ウ-35-0	畑				
8	津市芸濃町河内字南之垣内1199	4042-ウ-35-0	畑	0.19	スギ・ヒノキ	77	
9	津市芸濃町河内字奄之上2536	4056-イ-11-0	山林				
10	津市芸濃町河内字南之垣内2554-1	4065-カ-7-0	山林				
11	津市芸濃町河内字南之垣内2555-1	4085-カ-16-0	山林	2.40	スギ・ヒノキ	77	
12	津市芸濃町河内字南之垣内2555-2	4065-カ-10-0	山林				
13	津市芸濃町河内字南之垣内2576	4065-カ-13-0	山林	0.33	スギ・ヒノキ	49	
14	津市芸濃町河内字南之垣内2577	4043-ア-1-0	山林				
15	津市芸濃町河内字南之垣内1231	4065-カ-35-0	畑	0.12	スギ・ヒノキ	69	
16	津市芸濃町河内字南之垣内1232	4065-カ-35-0	畑				
17	津市芸濃町河内字南之垣内1233	4065-カ-35-0	畑				
18	津市芸濃町河内字南之垣内1239	4065-カ-35-0	畑				

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字南之垣内1193	4042-ウ-35-0	田	0.52	スギ	49				
2	津市芸濃町河内字南之垣内1194	4042-ウ-35-0	田							
3	津市芸濃町河内字南之垣内1195	4042-ウ-35-0	田							
4	津市芸濃町河内字南之垣内1196	4042-ウ-35-0	田							
5	津市芸濃町河内字南之垣内1196-1	4042-ウ-35-0	山林							
6	津市芸濃町河内字南之垣内1197	4042-ウ-35-0	田							
7	津市芸濃町河内字南之垣内1198	4042-ウ-35-0	畑							
8	津市芸濃町河内字南之垣内1199	4042-ウ-35-0	畑							
9	津市芸濃町河内字庵之上2536	4056-イ-11-0	山林	0.19	スギ・ ヒノキ	77				
10	津市芸濃町河内字南之垣内2554-1	4065-カ-7-0	山林	2.40	スギ・ ヒノキ	77				
11	津市芸濃町河内字南之垣内2555-1	4065-カ-16-0	山林							
12	津市芸濃町河内字南之垣内2555-2	4065-カ-10-0	山林							
13	津市芸濃町河内字南之垣内2576	4065-カ-13-0	山林	0.33	スギ・ ヒノキ	49				
14	津市芸濃町河内字南之垣内2577	4043-ア-1-0	山林							
15	津市芸濃町河内字南之垣内1231	4065-カ-35-0	畑	0.12	スギ・ ヒノキ	69				
16	津市芸濃町河内字南之垣内1232	4065-カ-35-0	畑							
17	津市芸濃町河内字南之垣内1233	4065-カ-35-0	畑							
18	津市芸濃町河内字南之垣内1239	4065-カ-35-0	畑							

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)	住 所	津市西丸之内23番1号
	氏 名	津市長 前 葉 泰 幸
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住 所	
	氏 名	

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	芸濃2-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の 経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	津市芸濃町河内字於棚772-1	4067-7-17-0	畑	1.50	スギ	54	令和4年 3月18日 (公告月日)	15年 (令和19年 3月17日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	津市芸濃町河内字於棚774-1	4067-7-18-0	畑									
3	津市芸濃町河内字於棚774	4067-7-18-0	畑									
4	津市芸濃町河内字於棚775	4067-7-18-0	畑									
5	津市芸濃町河内字於棚3041	4067-7-18-0	保安林									
6	津市芸濃町河内字於棚3042-1	4067-7-7-0	保安林									
7	津市芸濃町河内字於棚3043-1	4067-7-3-0	保安林									
8	津市芸濃町河内字下之垣内781	4067-7-6-0	山林									
9	津市芸濃町河内字下之垣内786-1	4067-7-17-0	畑									
10	津市芸濃町河内字下之垣内787	4067-7-50-0	畑									
11	津市芸濃町河内字下之垣内788	4067-7-50-0	山林									
12	津市芸濃町河内字下之垣内2907	4067-7-12-0	山林									
13	津市芸濃町河内字下之垣内2917-1	4067-7-24-0	山林									
14	津市芸濃町河内字下之垣内2917-2	4067-7-16-0	山林									
15	津市芸濃町河内字下之垣内2911	4067-7-16-0	山林									
16	津市芸濃町河内字下之垣内2919	4067-7-15-0	山林									
17	津市芸濃町河内字下之垣内2921	4067-7-13-0	山林									
18	津市芸濃町河内字下之垣内2921-1	4067-7-12-0	山林									
19	津市芸濃町河内字下之垣内2922	4067-7-12-0	山林									
20	津市芸濃町河内字下之垣内2923	4067-7-12-0	保安林									
21	津市芸濃町河内字下之垣内2925	4067-7-17-0	山林									

乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
22	津市芸濃町河内字於棚763-3	4067-7-20-0	山林	0.13	スギ	77	前頁に同じ	前頁に同じ	前頁に同じ	前頁に同じ	前頁に同じ	前頁に同 じ	
23	津市芸濃町河内字於棚764-1	4042-4-7-1	山林	0.20	ヒノキ	38							
24	津市芸濃町河内字於棚765-1	4042-4-7-1	山林			47							
25	津市芸濃町河内字於棚766-1	4042-4-7-1	山林										
26	津市芸濃町河内字於棚767-1	4067-7-14-0	畑										
27	津市芸濃町河内字於棚3043-2	4067-7-9-1	保安林										
28	津市芸濃町河内字於棚3044-1	4067-7-6-0	山林										57
29	津市芸濃町河内字於棚3046-1	4067-7-6-0	山林										
30	津市芸濃町河内字於棚3047-1	4067-7-7-0	山林										

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字於棚772-1	4067-7-17-0	畑	1.50	スギ	54				
2	津市芸濃町河内字於棚774-1	4067-7-18-0	畑							
3	津市芸濃町河内字於棚774	4067-7-18-0	畑							
4	津市芸濃町河内字於棚775	4067-7-18-0	畑							
5	津市芸濃町河内字於棚3041	4067-7-18-0	保安林							
6	津市芸濃町河内字於棚3042-1	4067-7-7-0	保安林							
7	津市芸濃町河内字於棚3043-1	4067-7-3-0	山林							
8	津市芸濃町河内字下之垣内781	4067-7-6-0	山林							
9	津市芸濃町河内字下之垣内786-1	4067-7-17-0	山林			55				
10	津市芸濃町河内字下之垣内787	4067-オ-50-0	山林							
11	津市芸濃町河内字下之垣内788	4067-オ-50-0	山林							
12	津市芸濃町河内字下之垣内2907	4067-7-12-0	山林							
13	津市芸濃町河内字下之垣内2917-1	4067-イ-24-0	山林							
14	津市芸濃町河内字下之垣内2917-2	4067-イ-16-0	山林							
15	津市芸濃町河内字下之垣内2911	4067-イ-16-0	保安林							
16	津市芸濃町河内字下之垣内2919	4067-イ-15-0	保安林							
17	津市芸濃町河内字下之垣内2921	4067-7-13-0	山林							
18	津市芸濃町河内字下之垣内2921-1	4067-7-12-0	山林							
19	津市芸濃町河内字下之垣内2922	4067-7-12-0	保安林							
20	津市芸濃町河内字下之垣内2923	4067-7-12-0	山林							
21	津市芸濃町河内字下之垣内2925	4067-7-17-0	山林							

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
22	津市芸濃町河内字於棚763-3	4067-7-20-0	山林	0.13	スギ	77				
23	津市芸濃町河内字於棚764-1	4042-4-7-1	山林	0.20	ヒノキ	38				
24	津市芸濃町河内字於棚765-1	4042-4-7-1	山林			47				
25	津市芸濃町河内字於棚766-1	4042-4-7-1	山林							
26	津市芸濃町河内字於棚767-1	4067-7-14-0	山林							
27	津市芸濃町河内字於棚3043-2	4067-7-9-1	山林							
28	津市芸濃町河内字於棚3044-1	4067-7-6-0	山林			57				
29	津市芸濃町河内字於棚3046-1	4067-7-6-0	山林							
30	津市芸濃町河内字於棚3047-1	4067-7-7-0	保安林							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所
氏 名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所
氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 理 号	芸濃2-17	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号	
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林							
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	備 考
1	津市芸濃町河内字南之垣内1182-1	4065-カ-16-0	山林	0.62	ヒノキ	52	令和4年 3月18日 (公告月日) 15年 (令和19年 3月17日) 乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。
2	津市芸濃町河内字南之垣内1200	4042-ウ-35-0	山林	0.23	スギ	49	
3	津市芸濃町河内字南之垣内1201	4042-ウ-32-0	山林				
4	津市芸濃町河内字南之垣内2588	4042-ウ-28-0	山林	1.19	ヒノキ	57	
5	津市芸濃町河内字西谷3785	4042-ウ-20-0	山林				
6	津市芸濃町河内字南之垣内1348	4043-ア-9-0	山林	1.03	スギ ヒノキ	49	
以下余白				番号6 の面積 については 整理番号 芸濃2- 23の番 号1と 合算し て記載			

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字南之垣内1182-1	4065-カ-16-0	山林	0.62	ヒノキ	52				
2	津市芸濃町河内字南之垣内1200	4042-ウ-35-0	山林	0.23	スギ	49				
3	津市芸濃町河内字南之垣内1201	4042-ウ-32-0	山林							
4	津市芸濃町河内字南之垣内2588	4042-ウ-29-0	山林	1.19	ヒノキ	57				
5	津市芸濃町河内字西谷3785	4042-ウ-20-0	山林							
6	津市芸濃町河内字南之垣内1348	4043-ア-9-0	山林	1.03	スギ ヒノキ	49				
以下余白				番号6 の面積 につい ては整 理番号 芸濃2- 23の番 号1と 合算し て記載						

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

津市芸濃町河内字南之垣内1348

住 所
氏 名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

津市芸濃町河内字南之垣内1348

住 所
氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番 号	芸濃2-19	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)	
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号	
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林							
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	備考
1	津市芸濃町河内字花之尾2663-1	4064-イ-17-0	山林	2.07	スギ・ ヒノキ	64	経営管理権の初期 令和4年 3月18日 (公告月日) 経営管理権の存続期間 (終期) 15年 (令和19年 3月17日) 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。 乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法 乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。
2	津市芸濃町河内字下之垣内2934	4067-イ-22-0	山林	2.63	スギ・ ヒノキ	62	
3	津市芸濃町河内字下之垣内2935	4067-ウ-4-0	山林				
4	津市芸濃町河内字下之垣内2936	4067-エ-10-0	山林				
5	津市芸濃町河内字間谷780	4067-イ-12-0	山林				
6	津市芸濃町河内字間谷2966	4067-7-20-0	山林	1.42	スギ・ ヒノキ	72	
7	津市芸濃町河内字間谷2967	4067-7-20-0	保安林				
8	津市芸濃町河内字間谷2968	4067-イ-13-0	保安林				
9	津市芸濃町河内字間谷2970	4067-イ-17-0	山林				
10	津市芸濃町河内字間谷2971	4067-イ-11-0	山林	2.51	スギ・ ヒノキ	82	
11	津市芸濃町河内字間谷2977	4067-7-21-0	保安林				
12	津市芸濃町河内字東谷3071	4068-7-28-0	山林				
13	津市芸濃町河内字東谷3072	4068-7-26-0	山林				
14	津市芸濃町河内字東谷3073	4068-7-26-0	山林	2.51	スギ・ ヒノキ	82	
15	津市芸濃町河内字東谷3074	4068-7-44-0	山林				
16	津市芸濃町河内字東谷3075	4068-7-26-0	山林				

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字花之尾2663-1	4084-イ-17-0	山林	2.07	スギ・ ヒノキ	64				
2	津市芸濃町河内字下之垣内2934	4067-イ-22-0	山林	2.63	スギ・ ヒノキ	62				
3	津市芸濃町河内字下之垣内2935	4067-ウ-4-0	山林							
4	津市芸濃町河内字下之垣内2936	4067-エ-10-0	山林							
5	津市芸濃町河内字間谷780	4087-イ-12-0	山林	1.42	スギ・ ヒノキ	72				
6	津市芸濃町河内字間谷2966	4067-7-20-0	山林							
7	津市芸濃町河内字間谷2967	4067-7-20-0	保安林							
8	津市芸濃町河内字間谷2968	4067-イ-13-0	保安林							
9	津市芸濃町河内字間谷2970	4067-イ-17-0	山林							
10	津市芸濃町河内字間谷2971	4067-イ-11-0	山林							
11	津市芸濃町河内字間谷2977	4087-7-21-0	保安林			38				
12	津市芸濃町河内字東谷3071	4088-7-29-0	山林	2.51	スギ・ ヒノキ	62				
13	津市芸濃町河内字東谷3072	4088-7-28-0	山林			82				
14	津市芸濃町河内字東谷3073	4088-7-28-0	山林							
15	津市芸濃町河内字東谷3074	4088-7-44-0	山林							
16	津市芸濃町河内字東谷3075	4088-7-28-0	山林			56				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所
氏 名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所
氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃2-20	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号							
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在	林小班	登記 地目		現況 樹種	現況 林齢							
1	津市芸濃町河内字北畑2653	4065-7-10-0	山林	2.37	スギ	60	令和4年	15年	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市森林 整備計画に基づき、存続期間 中に、間伐を1回実施する。た だし、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林整備を行うもの とする。 乙は、市有林と同程度の回数 、林道等からの目視によって判 断できる限りで気象害等の確認 を行う。ただし、経営管理実施 権が設定される場合は、経営 管理実施権者が確認を行うもの とする。 間伐は森林の現況や林地の状 態を把握した上で山腹崩壊等の 災害リスクや生物多様性に配慮 し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営 管理を行うために要した経費は 乙が負担し、乙が実施する間伐 の結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。なお、 原則として乙は間伐材の搬出、 販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定 された場合、経営管理実施権者 が経営管理実施権配分計画に添 付された利益の見積額を甲に支 払うものとする。なお、木材の 販売収益から利用間伐及び販売 の経費(経費の見積額)を控除 した額が経営管理実施権配分計 画に添付された甲に支払う見積 額を上回る場合は、その額とし る。	乙から甲に対して、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定 された場合は、木材の販売収入 額が確定後、経営管理実施権者 から甲に対して速やかに支払い を行うものとする。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面の とおり。	
2	津市芸濃町河内字北畑2654	4065-7-11-0	山林			72	3月18日	(令和19年					
3	津市芸濃町河内字北畑2655	4065-ウ-5-0	保安林			54		(公告月日)					3月17日)
4	津市芸濃町河内字北畑2656	4065-ウ-5-0	山林										
5	津市芸濃町河内字北畑2657	4065-7-10-0	山林										
6	津市芸濃町河内字北畑2658	4065-7-6-0	山林										
7	津市芸濃町河内字北畑2659	4065-7-6-0	山林										
以下余白				面積につ いては整 理番号芸 濃2-5と 合算して 記載									

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 氏	所 名
住 氏	所 名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 **所**

氏 **名**

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	芸濃2-23	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)		(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市芸濃町河内字南之垣内2570	4043-7-9-0	山林	1.03	スギ・ヒノキ	49	令和4年 3月18日 (公告月日)	15年 (令和19年 3月17日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
	以下余白			面積については整理番号芸濃2-17の番号6と合算して記載								

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字南之垣内2570	4043-7-9-0	山林	1.03	スギ・ ヒノキ	49				
	以下余白			面積に ついて は整理 番号芸 濃2- 17の番 号dと 合算し て記載						

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所
氏 名

住 所
氏 名

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

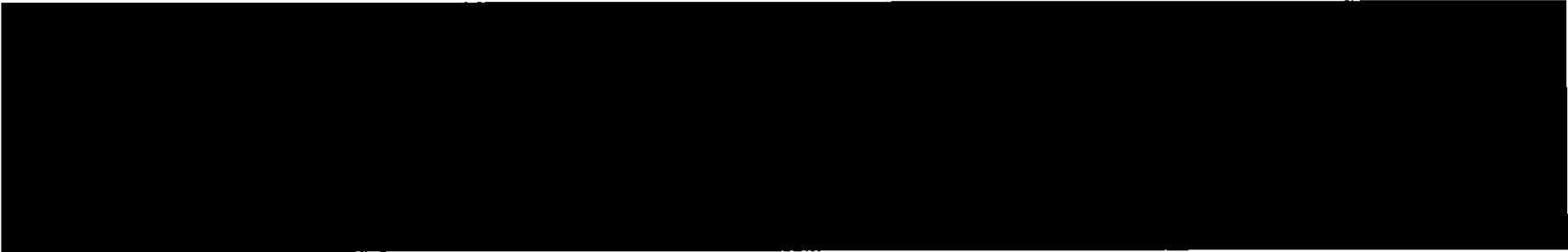
経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書
対象森林内訳

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者数	所有者氏名		備考
1	津市芸濃町河内字南之垣内2550	山林	3.55				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 津市西丸之内23番1号
氏 名 津市長 前 葉 泰 幸



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃2-28	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸				(所在地) 津市西丸之内23番1号					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林								経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	津市芸濃町河内字南之垣内2578	4043-7-9-0	山林	0.59	スギ	60	令和4年 3月18日 (公告月日)	15年 (令和19年 3月17日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市森林 整備計画に基づき、存続期間 中に、間伐を1回実施する。た だし、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林整備を行うもの とする。 乙は、市有林と同程度の回数、 林道等からの目視によって判断 できる限りで気象害等の確認を 行う。ただし、経営管理実施権 が設定される場合は、経営管理 実施権者が確認を行うものとし る。 間伐は森林の現況や林地の状態 を把握した上で山腹崩壊等の災 害リスクや生物多様性に配慮し 実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は間伐材の搬 出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定され た場合、経営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付された利益 の見積額を甲に支払うものとする。な お、木材の販売収益から利用間伐及 び販売の経費(経費の見積額)を控除 した額が経営管理実施権配分計画に 添付された甲に支払う見積額を上回 る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管 理実施権が設定 された場合は、 木材の販売収入 額が確定後、経 営管理実施権者 から甲に対して 速やかに支払い を行うものとし る。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面のと おり。	
2	津市芸濃町河内字南之垣内2579	4043-7-1-0	山林										
3	津市芸濃町河内字北畑2642	4065-I-5-0	山林	2.76	ヒノキ	72							
4	津市芸濃町河内字北畑2643	4065-I-23-0	山林		ヒノキ	52							
5	津市芸濃町河内字北畑2644	4065-I-24-0	山林		ヒノキ	55							
6	津市芸濃町河内字北畑2645	4065-I-24-0	山林										
7	津市芸濃町河内字北畑2646	4065-I-4-0	山林										
8	津市芸濃町河内字黒石2808	4065-7-1-0	山林	0.50	スギ・ ヒノキ	55							
9	津市芸濃町河内字黒石2811	4065-7-1-0	山林	0.53	スギ・ ヒノキ	68							
10	津市芸濃町河内字黒石2812-1	4057-7-17-0	山林	0.80	スギ・ ヒノキ	62							
11	津市芸濃町河内字黒石2818	4057-7-23-0	山林										
12	津市芸濃町河内字黒石2819	4057-7-23-0	山林										
13	津市芸濃町河内字間谷2963	4067-I-20-0	山林	0.17	スギ	65							
14	津市芸濃町河内字笹古谷3642-27	4041-7-13-0	山林	0.57	スギ	60							
15	津市芸濃町河内字笹古谷3642-28	4041-7-13-0	山林										

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	津市芸濃町河内字南之垣内2578	4043-7-9-0	山林	0.59	スギ	60					
2	津市芸濃町河内字南之垣内2579	4043-7-1-0	山林								
3	津市芸濃町河内字北畑2642	4065-Ⅰ-5-0	山林	2.76	ヒノキ	72					
4	津市芸濃町河内字北畑2643	4065-Ⅰ-23-0	山林		ヒノキ	52					
5	津市芸濃町河内字北畑2644	4065-Ⅰ-24-0	山林		ヒノキ	55					
6	津市芸濃町河内字北畑2645	4065-Ⅰ-24-0	山林								
7	津市芸濃町河内字北畑2646	4065-Ⅰ-4-0	山林								
8	津市芸濃町河内字黒石2808	4065-7-1-0	山林	0.50	スギ・ ヒノキ	55					
9	津市芸濃町河内字黒石2811	4065-7-1-0	山林	0.53	スギ・ ヒノキ	68					
10	津市芸濃町河内字黒石2812-1	4057-7-17-0	山林	0.80	スギ・ ヒノキ	62					
11	津市芸濃町河内字黒石2818	4057-7-23-0	山林								
12	津市芸濃町河内字黒石2819	4057-7-23-0	山林								
13	津市芸濃町河内字間谷2963	4067-Ⅳ-20-0	山林	0.17	スギ	65					
14	津市芸濃町河内字笹古谷3642-27	4041-7-13-0	山林	0.57	スギ	60					
15	津市芸濃町河内字笹古谷3642-28	4041-7-13-0	山林								
別紙のとおり											

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

別紙

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書

対象森林内訳

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者数	所有者氏名	備考
1	津市芸濃町河内字南之垣内2578	山林	0.59			
2	津市芸濃町河内字南之垣内2579	山林				
3	津市芸濃町河内字北畑2642	山林	2.76			
4	津市芸濃町河内字北畑2643	山林				
5	津市芸濃町河内字北畑2644	山林				
6	津市芸濃町河内字北畑2645	山林				
7	津市芸濃町河内字北畑2646	山林				
8	津市芸濃町河内字黒石2808	山林	0.5			
9	津市芸濃町河内字黒石2811	山林	0.53			
10	津市芸濃町河内字黒石2812-1	山林	0.80			
11	津市芸濃町河内字黒石2818	山林				
12	津市芸濃町河内字黒石2819	山林				
13	津市芸濃町河内字間谷2963	山林	0.17			
14	津市芸濃町河内字笹古谷3642-27	山林	0.57			
15	津市芸濃町河内字笹古谷3642-28	山林				

この計画に同意する。

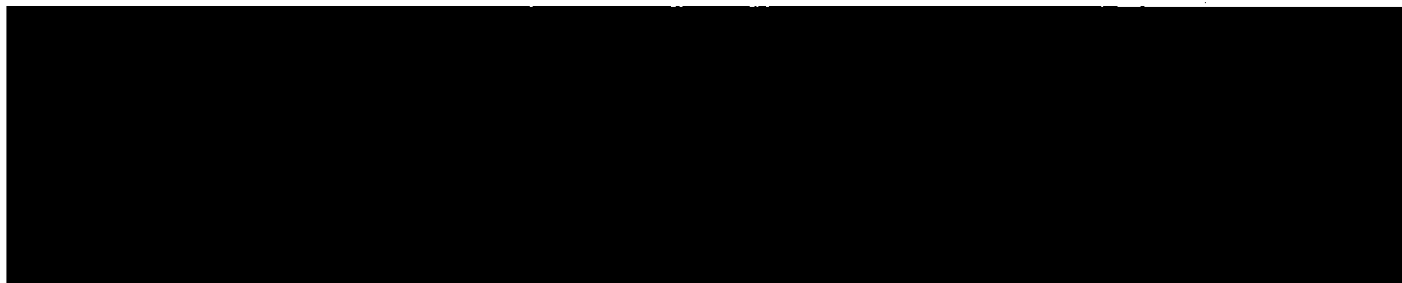
権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所

津市西丸之内23番1号

氏 名

津市長 前 葉 泰 幸



経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字北畑2628	4065-Ⅰ-19-0	山林	0.13	スギ・ ヒノキ	60				
2	津市芸濃町河内字五嶺975	4065-Ⅶ-1-0	山林	3.89	スギ	67				
3	津市芸濃町河内字五嶺2805	4057-Ⅶ-8-0	保安林							
4	津市芸濃町河内字五嶺2805-2	4057-Ⅶ-8-0	山林							
5	津市芸濃町河内字向谷3721	4042-Ⅳ-18-0	山林	0.73	ヒノキ	67				
6	津市芸濃町河内字向谷3728	4042-Ⅳ-18-0	山林							
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)	住 所 氏 名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住 所 氏 名	

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。

なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃2-33	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)				(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市芸濃町河内字北畑2623	4058-7-12-0	山林	1.09	スギ・ヒノキ	102	令和4年3月18日 (公告月日)	15年 (令和19年3月17日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
	以下余白											

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃2-34	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林				経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所 在	林小班	登記地目							面積ha	現況樹種	現況林齢
1	津市芸濃町河内字足谷3058-1	4088-7-38-0	山林							0.62	スギ・ヒノキ	60
以下余白												

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

以下余白

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	芸濃2-38	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称) [redacted]		(住所又は所在地) [redacted]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林							
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	備考
1	津市芸濃町河内字黒石2813	4065-7-1-0	山林	1.66	スギ	56	経営管理権の初期 令和4年 3月18日 (公告月日)
2	津市芸濃町河内字黒石2814	4057-7-23-0	山林				
3	津市芸濃町河内字黒石2812-2	4057-7-17-0	山林				
以下余白							経営管理権の存続期間(終期) 15年 (令和19年 3月17日)
							経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。
							木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。
							乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法 乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃2-39	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号						
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	津市芸濃町河内字間谷2980	4067-イ-11-0	山林	0.11	ヒノキ	52	令和4年 3月18日 (公告月日)	15年 (令和19年 3月17日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙が甲に対し、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。
2	津市芸濃町河内字於棚777	4067-7-9-0	山林	1.72	ヒノキ	53						
3	津市芸濃町河内字於棚779	4067-7-9-0	山林									
4	津市芸濃町河内字於棚3029	4067-7-9-0	山林									
5	津市芸濃町河内字於棚3030	4067-7-7-0	山林									
6	津市芸濃町河内字於棚3031	4067-7-7-0	山林									
7	津市芸濃町河内字於棚3033	4067-7-7-0	山林									
8	津市芸濃町河内字於棚3034	4067-7-7-0	山林									
9	津市芸濃町河内字於棚3035	4067-7-7-0	山林									
10	津市芸濃町河内字於棚3036	4067-7-1-0	山林									
11	津市芸濃町河内字於棚3037	4067-7-1-0	山林									
12	津市芸濃町河内字於棚3038	4067-7-7-0	山林									
13	津市芸濃町河内字於棚3039	4067-7-7-0	山林									
14	津市芸濃町河内字於棚3040	4067-7-7-0	山林									
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市芸濃町河内字間谷2980	4067-イ-11-0	山林	0.11	ヒノキ	52				
2	津市芸濃町河内字於棚777	4067-ア-9-0	山林	1.72	ヒノキ	53				
3	津市芸濃町河内字於棚779	4067-ア-9-0	山林							
4	津市芸濃町河内字於棚3029	4067-ア-9-0	山林							
5	津市芸濃町河内字於棚3030	4067-ア-7-0	山林			72				
6	津市芸濃町河内字於棚3031	4067-ア-7-0	山林							
7	津市芸濃町河内字於棚3033	4067-ア-7-0	山林							
8	津市芸濃町河内字於棚3034	4067-ア-7-0	山林							
9	津市芸濃町河内字於棚3035	4067-ア-7-0	山林							
10	津市芸濃町河内字於棚3036	4067-ア-1-0	山林							
11	津市芸濃町河内字於棚3037	4067-ア-1-0	山林							
12	津市芸濃町河内字於棚3038	4067-ア-7-0	山林							
13	津市芸濃町河内字於棚3039	4067-ア-7-0	山林							
14	津市芸濃町河内字於棚3040	4067-ア-7-0	山林							
	以下余白									

別紙のとおり

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書

対象森林内訳

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者数	所有者氏名	備考
1	津市芸濃町河内字間谷2980	山林	0.11			
2	津市芸濃町河内字於棚777	山林	1.72			
3	津市芸濃町河内字於棚779	山林				
4	津市芸濃町河内字於棚3029	山林				
5	津市芸濃町河内字於棚3030	山林				
6	津市芸濃町河内字於棚3031	山林				
7	津市芸濃町河内字於棚3033	山林				
8	津市芸濃町河内字於棚3034	山林				
9	津市芸濃町河内字於棚3035	山林				
10	津市芸濃町河内字於棚3036	山林				
11	津市芸濃町河内字於棚3037	山林				
12	津市芸濃町河内字於棚3038	山林				
13	津市芸濃町河内字於棚3039	山林				
14	津市芸濃町河内字於棚3040	山林				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 津市西丸之内23番1号

氏 名 津市長 前 葉 泰 幸



経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃2-41	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称) 津市長 前 葉 泰 幸	(所在地) 津市西丸之内23番1号					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在		林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種							現況 林齢
1	津市芸濃町河内字黒石2822		4064-4-14-0	山林	0.39	スギ・ ヒノキ	77	令和4年 3月18日 (公告月日)	15年 (令和19年 3月17日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1 回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は 、経営管理実施権者が確 認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林 地の状態を把握した上で 山腹崩壊等の災害リスク や生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとし る。なお、原則として乙は間伐材の搬 出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定され た場合、経営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付された利益 の見積額を甲に支払うものとする。な お、木材の販売収益から利用間伐及 び販売の経費(経費の見積額)を控除 した額が経営管理実施権配分計画に 添付された甲に支払う見積額を上回 る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管 理実施権が設定 された場合は、 木材の販売収入 額が確定後、経 営管理実施権者 から甲に対して 速やかに支払い を行うものとし る。	経営管理 権の設定 区域は別 添図面のと おり。
以下余白													

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住所名	住氏
...	...

津市西丸之内23番1号
津市長 前 葉 泰 幸

住所氏名	氏名	住所	備考
住氏	所名		

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

以下余白

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	芸濃2-43	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 津市長 前 葉 泰 幸				(所在地) 津市西丸之内23番1号					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	津市芸濃町河内字南之垣内2585	4042-ウ-28-0	山林	0.49	スギ・ ヒノキ	54	令和4年 3月18日 (公告月日)	15年 (令和19年 3月17日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津 市森林整備計画に基づ き、存続期間中に、間伐 を1回実施する。ただし、 経営管理実施権が設定さ れる場合は、経営管理実 施権者が提示した企画提 案書に基づいて、森林整 備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等からの目 視によって判断できる限 りで気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合 は、経営管理実施権者が 確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林 地の状態を把握した上 で山腹崩壊等の災害リ スクや生物多様性に配 慮し実施するものとし る。	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うため に要した経費は乙が負 担し、乙が実施する間 伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙の ものとする。なお、原 則として乙は間伐材の 搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、 経営管理実施権者が 経営管理実施権配分計 画に添付された利益の 見積額を甲に支払うも のとする。なお、木材 の販売収益から利用間 伐及び販売の経費(経 費の見積額)を控除し た額が経営管理実施権 配分計画に添付された 甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額と する。	乙から甲に対して、金 銭の支払いを行わな い。ただし、経営管理 実施権が設定された 場合は、木材の販売収 入額が確定後、経営 管理実施権者から甲 に対して速やかに支 払いを行うものとし る。	経営管理権の設定 区域は別添図面の とおり。
	以下余白											

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	芸濃2-47	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称) 津市長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有 者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在		林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種							現況 林齢
1	津市芸濃町河内字下之垣内2902		4067-イ-24-0	山林	1.19	スギ	50	令和4年 3月18日 (公告月日)	15年 (令和19年 3月17日)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、津市 森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 実施する。ただし、経営管 理実施権が設定される場 合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に 基づいて、森林整備を行う ものとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等からの目視 によって判断できる限りで 気象害等の確認を行う。 ただし、経営管理実施権 が設定される場合は、経 営管理実施権者が確認を 行うものとする。 間伐は森林の現況や林 地の状態を把握した上で 山腹崩壊等の災害リスク や生物多様性に配慮し実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理 を行うために要した経費は乙が負担し、 乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益は乙のものとする。 なお、原則として乙は間伐材の搬出、 販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定され た場合、経営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付された利益 の見積額を甲に支払うものとする。な お、木材の販売収益から利用間伐及び 販売の経費(経費の見積額)を控除し た額が経営管理実施権配分計画に添 付された甲に支払う見積額を上回る場 合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管 理実施権が設定 された場合は、 木材の販売収入 額が確定後、経 営管理実施権者 から甲に対して 速やかに支払い を行うものとする。	経営管理 権の設定区 域は別添図 面のとお り。
2	津市芸濃町河内字下之垣内2903		4067-ウ-2-0	山林									
3	津市芸濃町河内字下之垣内2904		4067-イ-16-0	山林									
4	津市芸濃町河内字下之垣内2905		4067-イ-16-0	山林									
5	津市芸濃町河内字下之垣内2906		4067-イ-16-0	山林									
6	津市芸濃町河内字下之垣内2908		4067-イ-16-0	山林									
7	津市芸濃町河内字下之垣内2909-1		4067-イ-16-0	山林									
8	津市芸濃町河内字下之垣内2910		4067-イ-16-0	山林									
9	津市芸濃町河内字下之垣内2912		4067-イ-16-0	山林									
10	津市芸濃町河内字下之垣内2913		4067-イ-16-0	山林									
11	津市芸濃町河内字下之垣内2914		4067-ウ-2-0	山林									
12	津市芸濃町河内字下之垣内2924		4067-7-16-0	山林									
13	津市芸濃町河内字下之垣内2926		4067-7-20-0	山林									
14	津市芸濃町河内字下之垣内2927		4067-イ-13-0	山林									
15	津市芸濃町河内字下之垣内2928		4067-イ-16-0	山林									
16	津市芸濃町河内字下之垣内2929		4067-イ-20-0	山林									

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者				備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	津市芸濃町河内字下之垣内2902	4067-4-24-0	山林	1.19	スギ	50					
2	津市芸濃町河内字下之垣内2903	4067-4-2-0	山林								
3	津市芸濃町河内字下之垣内2904	4067-4-16-0	山林								
4	津市芸濃町河内字下之垣内2905	4067-4-16-0	山林								
5	津市芸濃町河内字下之垣内2906	4067-4-16-0	山林								
6	津市芸濃町河内字下之垣内2908	4067-4-16-0	山林								
7	津市芸濃町河内字下之垣内2909-1	4067-4-16-0	山林								
8	津市芸濃町河内字下之垣内2910	4067-4-16-0	山林								
9	津市芸濃町河内字下之垣内2912	4067-4-16-0	山林								
10	津市芸濃町河内字下之垣内2913	4067-4-16-0	山林								
11	津市芸濃町河内字下之垣内2914	4067-4-2-0	山林								
12	津市芸濃町河内字下之垣内2924	4067-7-16-0	山林								
13	津市芸濃町河内字下之垣内2926	4067-7-20-0	山林								
14	津市芸濃町河内字下之垣内2927	4067-4-13-0	山林								
15	津市芸濃町河内字下之垣内2928	4067-4-16-0	山林								
16	津市芸濃町河内字下之垣内2929	4067-4-20-0	山林								
17	津市芸濃町河内字間谷2978	4067-4-11-0	山林	0.19	スギ	52					
18	津市芸濃町河内字間谷2979	4067-4-11-0	保安林								

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
19	津市芸濃町河内字於棚3027	4067-7-16-0	保安林	0.11	スギ	62				
20	津市芸濃町河内字於棚3028	4067-7-15-0	山林							
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所 氏 名 津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸 住 所 氏 名										

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
- なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙(経営管理実施権が設定された時には、経営管理実施権者)が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
なお、乙は経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。